

電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム規程

平成16年 4月 1日

改正

平成20年 4月 1日

平成21年 4月 1日

平成22年 4月20日

平成23年 4月26日

平成24年 5月22日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第24条第2項の規定に基づき、電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム（以下「ミュージアム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ミュージアムは、本学の教育研究に関連する歴史的機器及び資料を収集、保存し、展示することにより、科学技術の歴史に関する理解を深め、もって教育及び学術の発展に資することを目的とする。

(組織)

第3条 ミュージアムは、館長、館員若干人及び第4条の2に定める副館長をもって組織する。

(館長及び館員)

第4条 館長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 館長は、ミュージアムの業務を総括する。

3 館員は、本学専任の職員の中から館長の推薦に基づき学長が委嘱する。

(副館長)

第4条の2 学長が必要と認めるときは、ミュージアムに副館長を置き、本学の理事または職員から指名することができる。

2 副館長は、館長を補佐し、館長に事故あるときは、その職務を代行する。

(学術調査員)

第5条 第3条に掲げる者のほか、歴史的機器及び資料若しくは資料展示方法に専門的知識を有する者を、学術調査員として置くことができる。

2 前項の学術調査員は、館長の推薦に基づき学長が委嘱する。

(任期)

第6条 館長、副館長、館員及び学術調査員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、副館長の任期の末日は、館長の任期の末日以前でなければならない。

(運営委員会)

第7条 ミュージアムの運営に関する事項を審議するため、電気通信大学UECコミュニケーションミュージアム運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 ミュージアムの事務は、学術国際部学術情報課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、ミュージアムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。